

24-D-0679  
2024年8月21日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

## フロンティア不動産投資法人

グリーンファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価  
(資金使途)

g1 (F)

管理・運営  
透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

フロンティア不動産投資法人（証券コード:8964）

評価対象

フロンティア不動産投資法人  
グリーンファイナンス・フレームワーク

### 概要

フロンティア不動産投資法人（本投資法人）は、三井不動産株式会社をスポンサーとする商業施設特化型のJ-REIT。2004年の上場時は、日本たばこ産業株式会社がスポンサーだったが、2008年にスポンサーが三井不動産へと変更された。本投資法人の現行ポートフォリオは物件数41件、取得価格3,647億円である。三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社（本資産運用会社）が本投資法人の資産運用業務を担い、本資産運用会社には三井不動産が100%出資している。本投資法人は、スポンサーである三井不動産からのサポート体制のもとスポンサーパイプラインを活用した外部成長が進み、また、スポンサーの商業施設に関わる運営管理ノウハウの活用等により安定した商業施設運営が継続されている。

本資産運用会社が属している三井不動産グループは、「&マーク」の理念「共生・共存・共創により新たな価値を創出する、そのための挑戦を続ける。」に基づき、「社会的価値の創出」と「経済的価値の創出」を車の両輪として考え取り組んでいる。本投資法人及び本資産運用会社では、三井不動産グループのビジョンを踏まえ、また、ステークホルダーとの関係において当社が果たすべき役

割を考慮したうえで、いち早く 2015 年に「サステナビリティに関する方針」を定めている。本投資法人は、「サステナビリティに関する方針」に定める課題の中から、GRI スタンドを参照し、同社とステークホルダーにとっての重要性を評価し、同社が特に優先的に取り組むべき課題を「マテリアリティ（重要課題）」として特定している。本投資法人は、サステナビリティに関する取り組みの実効性を担保するため、代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置している。同委員会では、グリーン適格資産の基準について審議を行っているほか、原則として四半期に一度、本資産運用会社のサステナビリティに関する年度方針、各部の年度方針、GRESB リアルエステイト評価に関する討議・フィードバック、マテリアリティの特定及び見直し、KPI 指標の確認など様々な内容について議論が行われている。

今般の評価対象は、本投資法人がグリーンボンド及びグリーンローン（グリーンファイナンス）により調達する資金の使途を、環境改善効果を有するものに限定するために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCR は、本フレームワークが「グリーンボンド原則<sup>1</sup>」、「グリーンローン原則<sup>2</sup>」、「グリーンボンドガイドライン<sup>3</sup>」及び「グリーンローンガイドライン<sup>4</sup>」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は、国際資本市場協会（ICMA）、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）、ローン・シンジケーション・アンド・トレーディング・アソシエーション（LSTA）及び環境省が、それぞれ自主的に公表している原則又はガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、JCR は現時点における国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照する。

JCR は、2021 年 9 月 30 日に本投資法人の本フレームワークに対してグリーンファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“Green1(F)”を付与している。今回のレビューは、2024 年 4 月に施行された建築物の省エネ性能表示制度の改正及び BELS 新基準導入等を受けて、本投資法人が本フレームワークを更新したことに伴い実施するものである。

本投資法人は、2021 年 9 月時点の投資対象適格クライテリアの設定において、グリーン適格資産の定義を、DBJ Green Building 認証 3 つ星以上、CASBEE 不動産評価認証 B+ランク以上、BELS 認証 3 つ星以上、もしくは LEED 認証における Silver 以上のいずれかを取得済又は今後取得予定の物件と定めている。JCR は、本投資法人が設定した「グリーン適格資産」の定義は、環境改善効果を有する建物を投資対象とするクライテリアとして適正なものであると評価している。また、改修工事のクライテリアは、上記環境認証のいずれかの 1 段階以上の改善、環境認証の更新又は取得を実現する改修工事、30%以上の改善を目的としたエネルギー効率や水の消費性能設備等改修工事と定めている。JCR は、上記改修工事のクライテリアについても環境改善効果を有すると評価している。

その上で、本投資法人では、上記のグリーンビルディングの基準につき、BELS 認証の適格ランクの変更、及び CASBEE 認証の範囲の明確化を 2024 年 7 月に実施している。変更後のグリーンビルディングの基準について、引き続き環境改善効果を有するものであると JCR は評価している。

<sup>1</sup> International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

<sup>2</sup> Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"

<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

<sup>3</sup> 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2022 年版」  
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

<sup>4</sup> 環境省 「グリーンローンガイドライン 2022 年版」  
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

本投資法人の管理体制について、社内で物件の環境調査を行う部署を有し、環境調査を実施している。土壌汚染物質等の有害物質の使用や、エネルギーや温室効果ガス削減等を目的とした法令、条例等への不適合等、環境への負の影響が発生するリスクがある場合は、物件取得を見送る、または売主による追加工事を行う等によってリスク回避及び緩和策を図る方針を採用している。資金管理についても適切な管理体制を有しており、レポートングについて資金充当状況や環境改善効果について適切な内容が定期的に公表されている。JCR は、本投資法人が強固な管理運営体制を採用し、高い透明性を実現していることを確認した。

この結果、本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を”g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とし、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価（総合評価）」を”Green 1(F)”とした。

本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、環境省の「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

## 目次

### ■ レビュー事項

### ■ レビュー内容

1. 調達資金の使途
2. 資金使途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

### ■ レビュー結果（結論）

## レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

### 1. 調達資金の使途

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、変更後も引き続きグリーン性を有しているか。

### 2. 資金使途の選定基準とプロセス

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスについて引き続き適切であるか。

### 3. 調達資金の管理

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

### 4. レポートニング

グリーンファイナンスにかかるレポートニング体制につき、引き続き適切に整備され、運用されているか

### 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティにつき、引き続き経営上優先度の高い重要課題と位置付けているか。

## レビュー内容

### 1. 調達資金の使途

本投資法人では、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字を施している部分が今般の変更点）。なお、以下では、変更後のフレームワークのみ抜粋の上で記載している。

#### 資金使途にかかる本フレームワーク（抜粋）

グリーンファイナンスの投資対象となる適格クライテリア

グリーンボンド又はグリーンローンで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすグリーンビルディングの取得資金又は改修工事資金、若しくは同資金のリファイナンスに充当する予定です。

[適格クライテリア]

#### (1) グリーンビルディング

下記①から③の第三者認証機関の認証のいずれかを取得済若しくは今後取得予定の物件

① DBJ Green Building 認証における 3 つ星～5 つ星

#### ② CASBEE 評価認証

CASBEE 建築、CASBEE 不動産における B+ランク～S ランク

自治体版 CASBEE における B+ランク～S ランク※

※工事完了日から 3 年以内のものに限る。

#### ③ BELS 評価（2016 年基準）における 3 つ星～5 つ星※

BELS 評価（2024 年基準）におけるレベル 4～6※

※2016 年以前築の既存建物の新規取得はレベル 3 以上かつ既存不適格（工場等（物流倉庫含む）：BEI=0.75 超え）を除く

#### (2) 改修工事

以下のいずれかの改修工事

・上記(1)①から③の認証のいずれかの 1 段階以上の改善、環境認証の更新又は取得を実現する改修工事

・エネルギー効率、水の消費性能等、環境面で有益な改善を目的とした設備等改修工事（従来比 30%以上の改善効果のあるもの）

### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

本投資法人は、本フレームワークにおいて定義される適格クライテリアで求める建物の環境認証のうち、CASBEE 認証の範囲の明確化、及び BELS 評価の適格ランクの変更を行っている。

以下においては、本フレームワークの変更をおこなった CASBEE 認証、及び BELS について概要を示す。

### CASBEE (建築環境総合性能評価システム)

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称 (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency) の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE-建築 (新築) の評価は、エネルギー消費、資源循環、地域環境、室内環境の 4 分野における評価項目について、建築物の「環境品質 (Q=Quality)」と建築物の「環境負荷 (L=Load)」の観点から再構成のうえ、L を分母、Q を分子とする BEE (建築物の環境効率) の値によって行われる。評価結果は、S ランク (素晴らしい)、A ランク (大変良い)、B+ランク (良い)、B-ランク (やや劣る)、C ランク (劣る)、の 5 段階 (CASBEE-不動産は S ランク (素晴らしい)、A ランク (大変良い)、B+ランク (良い)、B ランク (必須項目を満足) の 4 段階) に分かれている。高評価をとるためには、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材を使用する等の環境への配慮に加え、室内の快適性や景観への配慮等も必要であり、総合的な建物の品質の高さが求められる。

CASBEE-不動産は、CASBEE における建物の環境評価の結果が、不動産評価の際に活用されることを目的として開発されたものであり、不動産評価に関連が強い項目に絞って評価基準が策定されている。CASBEE-不動産の評価項目は、1.エネルギー/温暖化ガス、2.水、3.資源利用/安全、4.生物多様性/敷地、5 屋内環境の 5 つである。評価手法は、①主要な世界の評価ツールの重み付けの整合性を取る、②加点方式とする、③必須項目 5 項目、加点項目 16 項目とし、満点時に 100 点とする、④必須項目を満たさなければ、評価の対象外とする等である。

今般、本投資法人が適格クライテリアに定めた認証について、具体的には CASBEE-建築 (新築) 及び CASBEE-不動産が想定されている。当該クライテリアにおいて、これらの認証につき B+ランク以上の評価を要件とするが、かかる認証水準を有する建物は、CASBEE-建築 (新築) に関しては BEE1.0 以上に相当し、「環境負荷」に対して「環境品質」が明確に上回る物件と言える。また、CASBEE-不動産に関しては、計測の基準は BEE ではないものの、従来の CASBEE-建築等における B+相当の性能を有する物件と考えられる。これらを踏まえ、当該クライテリアに定める認証水準は、総じて環境改善効果を有し、資金使途として適切であると JCR は評価している。

### BELS (建築物省エネルギー性能表示制度)

BELS とは、建築物省エネルギー性能表示制度の英語名称 (Building-Housing Energy-efficiency Labeling System) の頭文字をとったものであり、新築・既存の建築物において、省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度である。外皮性能及び一次エネルギー消費量が評価対象となり、高評価のためには優れた省エネ性能を有していることが求められる。評価結果は BEI (Building Energy Index) によってレベル分けされる。BEI は、設計一次エネルギー消費量を分子、基準一次エネルギー消費量

を分母とする、基準値に比した省エネ性能を測る尺度である。従来の基準（平成 28 年度基準）では 1 つ星から 5 つ星の 5 段階で評価されており、2 つ星は省エネ基準を満たしている。

改正建築物省エネ法の 2024 年 4 月 1 日施行により、2,000m<sup>2</sup> 以上の非住宅大規模建築物を対象の省エネ基準が厳格化された。施行後の省エネ基準は建物用途によって異なり、物流施設を含む工場等では 25%以上削減、事務所・学校・ホテル・百貨店等では 20%以上となっている。同改正に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が 2024 年 4 月に強化され、BELS に新基準（令和 6 年度基準）が導入された。新基準においては、再生可能エネルギー設備がある住宅及び非住宅に対しては、レベル 6（消費エネルギー削減率が 50%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 7 段階で評価され、再生可能エネルギー設備がない住宅に対しては、レベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上）～レベル 0（消費エネルギー削減率が 0%未満）の 5 段階で評価される仕組みとなっている。新基準における BELS のレベル 4（消費エネルギー削減率が 30%以上 40%未満）以上は、全ての非住宅建築物の省エネ基準を満たす建築物を対象として付与されており、一部の用途については誘導基準になっている。住宅については従来の基準と変わらず、消費エネルギー削減率 0%以上が省エネ基準、20%以上が誘導基準となっている。

本投資法人が適用した BELS におけるクライテリアは、省エネ性能（住宅：BEI 値 0.8 以下、非住宅：BEI 値 0.75 以下）を有することとなり、資金使途として適切であると JCR は考えている。

以上より、変更後の適格クライテリアは高い環境改善効果が期待できる物件を対象としている、と JCR は評価している。



## 2. 資金使途の選定基準とプロセス

本投資法人が本フレームワークで定める資金使途の選定基準とプロセスは以下の通りである（前回評価時から変更点はない）。

### プロセスにかかる本フレームワーク（抜粋）

#### 1. 適格クライテリアの選定プロセス

適格クライテリアは、本資産運用会社の代表取締役社長が委員長を務め、投資運用部長、財務部長、企画・管理部長及びコンプライアンス部長で構成されるサステナビリティ委員会にて審議され、代表取締役社長権限にて決定されます。また決定した内容については本資産運用会社の取締役会及び本投資法人役員会に報告されます。

#### 2. プロジェクト選定関与者

調達資金の使途となるプロジェクトは、本資産運用会社の財務部の担当者（以下、財務部担当者）により適格クライテリアへの適合が検討され、評価及び選定が行われています。

#### 3. プロジェクト選定プロセス

対象となるプロジェクトを資金使途としてグリーンローンによる資金調達を行う場合は財務部担当者によって起案され、経営会議にて審議された後、代表取締役社長の権限で決定されます。また、グリーンボンドの場合は財務部担当者によって起案され、経営会議によって審議された後、代表取締役社長権限で起債提案が行われ、本投資法人の執行役員権限（包括決議による授権がなされている場合。授権範囲外での起債の場合は役員会の承認）にて決定されます。決定した内容については本資産運用会社の取締役会及び本投資法人役員会に報告されます。

### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では、本フレームワークに記載された選定基準及びそのプロセスについて、前回評価時点において適切と評価している。JCR では、今回のレビューに際し前回評価からの変化はないことを JCR は本資産運用会社に確認したうえで、引き続き適切であると評価している。

### 3. 調達資金の管理

本投資法人が本フレームワークで定める調達資金の管理については以下の通りである（前回評価時から変更点はない）。

#### 資金管理にかかる本フレームワーク（抜粋）

##### ●調達資金の充当計画

グリーンファイナンスで調達した資金は、速やかに又は早期にグリーン適格資産の取得資金、グリーン適格資産の取得に要した借入金の返済資金、又はグリーン適格資産の取得に要した発行済の投資法人債の償還資金に充当します。

##### ●調達資金の追跡管理の方法

調達資金は口座に入金された後、グリーン適格資産の取得資金、又はグリーン適格資産の取得に要した借入金若しくは投資法人債のリファイナンスのタイミングで、財務部担当者が資産保管会社に対し資金移動の指図を行うことにより、資産保管会社が調達資金の入金口座から、償還・返済のための資金移動を行います。資金移動に際しては財務部長の事前の承認が必要とされています。

##### ●追跡管理に関する内部統制および外部監査

調達資金の資金移動に関しては財務部長の事前承認（決裁）の上資産保管会社により実行されます。入出金については記帳され、入出金証憑は会計事務等に関する一般事務受託者により確認されています。また、本投資法人は定期的に外部監査を受けており、資金の入出金に関する帳票についても外部監査の対象となっています。

##### ●未充当資金の管理方法

未充当資金が生じた場合には、本資産運用会社は、グリーンファイナンスにおける調達資金の充当状況を以下のとおりポートフォリオ単位で管理します。

本投資法人が保有するグリーン適格資産の取得価格の合計に、確認時において算出可能な期末LTVを乗じて算出された負債額（以下、グリーン適格負債額）をグリーンファイナンスの上限額とし、グリーンファイナンスの残高がグリーン適格負債額を超過しないよう管理します。

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では、本フレームワークに記載された資金管理について、前回評価時点において適切と評価している。JCR では、今回のレビューに際し前回評価からの変化はないことを JCR は本資産運用会社に確認したうえで、引き続き適切であると評価している。

#### 4. レポーティング

本投資法人が本フレームワークで定めるレポーティングについては以下の通りである（前回評価時から変更点はない）。

##### レポーティングにかかる本フレームワーク（抜粋）

###### ●資金の充当状況に関する開示状況

資金調達時に充当対象物件を本投資法人ウェブサイト、プレスリリース等により開示します。充当対象物件が売却された際には、グリーンファイナンス対象物件であった旨、プレスリリースにて開示します。また、売却以降は、グリーンファイナンスの残高が存在する限り、各年の6月末時点における以下の項目を本投資法人のウェブサイトにおいて開示します。

- ・グリーン適格資産の取得価格の合計
- ・LTV
- ・グリーン適格負債額
- ・グリーンファイナンス残高

###### ●環境改善効果に関するレポーティング

グリーンファイナンスの残高が存在する限り、業務上可能な範囲で、各年における以下の項目を本投資法人のウェブサイトにおいて開示します。

- ・グリーンビルディング認証の取得状況（物件数、延床面積及び取得割合（延床面積ベース））
- ・各グリーン適格資産の物件名称、グリーンビルディング認証種別、評価及び認証取得（更新）日
- ・改修工事に充当した場合は、改修工事の内容及び対象物件の詳細（名称、改修工事前後の環境関連定量指標、又は改修工事前後のグリーンビルディング認証種別・評価）

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載されたレポーティングについて適切と評価している。今回のレビューに際し、本フレームワークの変更点はないことを本資産運用会社に確認したうえで、引き続き適切であると評価している。

本投資法人は、現在、ウェブサイト上に「グリーンファイナンス」のページを設置しており、グリーンファイナンスの資金調達状況、資金充当状況に係るレポーティング、環境改善効果等に係るレポーティングの開示を行っている。以上より、本フレームワークに定める開示が適切に行われていることを JCR は確認した。

## 5. 組織のサステナビリティにかかる取り組み

本資産運用会社が属している三井不動産グループは、「&マーク」の理念「共生・共存・共創により新たな価値を創出する、そのための挑戦を続ける。」に基づき、「社会的価値の創出」と「経済的価値の創出」を車の両輪として考え取り組んでいる。本投資法人及び本資産運用会社では、三井不動産グループのビジョンを踏まえ、また、ステークホルダーとの関係において当社が果たすべき役割を考慮したうえで、いち早く2015年に「サステナビリティに関する方針」を定めている。同方針は、ステークホルダーとの関係において本資産運用会社が果たすべき役割を考慮した上で、環境・社会・ガバナンスに配慮した運用を目指すことを柱としたものであり、同方針を実践していくことが本投資法人の投資主価値の最大化につながるものと考えている。

本投資法人は、「サステナビリティに関する方針」に定める課題の中から、GRIスタンダードを参照し、同社とステークホルダーにとっての重要性を評価し、同社が特に優先的に取り組むべき課題を「マテリアリティ（重要課題）」として特定している。マテリアリティの特定に際しては、サステナビリティ委員会における議論を通じて、ステークホルダーの特定及びステークホルダーからの関心、期待についての意見把握、課題の整理、優先順位の設定を実施している。



図 1：フロンティア不動産投資法人 マテリアリティ（重要課題）の特定<sup>5</sup>

本投資法人は、サステナビリティに関する取り組みの実効性を担保するため、「サステナビリティ委員会」を設置している。同委員会のメンバーとしては、代表取締役社長を委員長とし、投資運用

<sup>5</sup> フロンティア不動産投資法人 2024年6月期 決算説明資料  
[https://ssl4.eir-parts.net/doc/8964/ir\\_material\\_for\\_fiscal\\_ym/162154/00.pdf](https://ssl4.eir-parts.net/doc/8964/ir_material_for_fiscal_ym/162154/00.pdf)

部長、財務部長、企画・管理部長を構成委員としている。同委員会では、グリーン適格資産の基準について審議を行っているほか、原則として四半期に一度、本資産運用会社のサステナビリティに関する年度方針、各部の年度方針、GRESB リアルエステイト評価に関する討議・フィードバック、マテリアリティの特定及び見直し、KPI 指標の確認など様々な内容について議論が行われている。

また、サステナビリティ委員会の事前協議機関として、サステナビリティ事務局を設置し、「サステナビリティに関する方針」や、「短期又は中長期の目標」の策定、それらを実現するための「具体的施策とその実施計画」の立案を行っているほか、進捗状況について定期的にサステナビリティ委員会に報告を行っている。また、物件の取得や管理に関しては、社内の投資運用部が所管しており、取得に際して環境に関する負の影響がないか等について確認を行っている。

本投資法人は、GRESB リアルエステイト評価に 2015 年から参加している。直近の 2023 年に実施された評価において、GRESB レーティングで「4 Stars」を取得するとともに、9 年連続で「Green Star」の評価を受けている。また、GRESB リアルエステイト評価の取得に際しては、外部のコンサルティング会社と協力して確認を行っている。気候変動の対応としては、2021 年 1 月に TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明するとともに、TCFD コンソーシアムへの加入を決定しており、具体的な目標として「温室効果ガス（GHG）削減目標（Scope1～3 の合計、延床面積の原単位ベース）で 2030 年 30%削減（2019 年比）」を掲げている。また、本投資法人は、グリーンビルディング認証の取得も進めており、2024 年 6 月末時点で取得 15 物件、取得面積 1,134,817 m<sup>2</sup>、認証取得率は 91.4%となっている。

以上から、JCR は、これらの組織の環境への取り組みについて、経営陣が環境問題を重要度の高い優先課題として位置付けているほか、専門的知見を有する部署や組織がグリーンファイナンスの調達方針・プロセス、プロジェクトの選定プロジェクト等の選定に関して関与していると評価している。

## レビュー結果(結論)

## Green 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・佐藤 大介

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/または借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）または資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1(F)、Green2(F)、Green3(F)、Green4(F)、Green5(F) の評価記号を用いて表示されます。

## ■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル